

## あかし被害者基金条例

令和2年3月23日条例第1号

(設置)

第1条 犯罪等により害を被った者等（以下「被害者」という。）の支援に関する事業に要する経費に充てるため、あかし被害者基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、用途を限定しない被害者の支援に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額
- (2) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める積立額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。